

補助申請手順の進め方

手続について詳しくは、「熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

事前の 注意事項

- ・解体工事を開始した後では補助申請の受付ができません。
- ・補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・全ての書類に同一の印鑑で押印してください。代理提出委任申立書を提出する場合は、提出書類の押印は実印を使用してください。工事の契約や支払いは申請者の方が行ってください。

申請者

市

事前調査申請

- ☐ 事前調査申請書㊦（様式第1号）
- ☐ 位置図（空き家の所在する位置がわかるもの。）
- ☐ 配置図（裏面の記載例を確認してください）
- ☐ 現況写真（建物及び敷地の状態がわかるもの2方角以上）
- ☐ 建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）
上記がない場合は納税通知書、不動産売買契約書等
- ☐ 申請者の身分証明書のコピー
(運転免許証等)

事前調査申請受付期間

令和5年12月28日（木）まで

令和6年1月31日（水）まで

申請者から提出

受付

審査

市から通知

事前調査結果通知

補助金交付申請

- ☐ 補助金交付申請書㊦（様式第5号）
- ☐ 除却工事の見積書の写し（熊本市内の業者2社以上）
- ☐ 見積業者が解体事業者等であることを証する書類の写し（建設業の許可証（土木・建築・解体）又は県の解体工事業の登録通知）
- ☐ 市税滞納有無調査承諾書㊦（様式第6号）
- ☐ 建物の全部事項証明書
(発行後3か月以内)※提出済の場合は不要
- ※相続人等の関係権利者が存する場合以下を提出
- ☐ 戸籍謄本、遺産分割協議書、
相続放棄申述受理証明書等
- ☐ 同意書(様式第7号)(実印)及び印鑑登録証明書
- ※関係権利者について戸籍謄本等による調査を行ったうえで所在が不明である場合は以下を提出
- ☐ 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第4号）

補助金交付申請受付期間

令和6年1月31日（水）まで

令和6年2月14日（水）まで

申請者から提出

受付

審査

市から通知

補助金交付(不交付)決定通知

工事請負契約（申請者⇄解体業者）

補助事業着手届

- ☐ 補助事業着手届㊦（様式第10号）
- ☐ 除却工事の請負契約書の写し

申請者から提出

受付

工事着手

除却完了報告

- ☐ 除却完了報告書㊦（様式第13号）
- ☐ 除却工事費の請求書又は領収書の写し
- ☐ 除却工事完了後の写真
(跡地の状況が分かるもの)

申請者から提出

受付

審査

市から通知

補助金額確定通知

補助金の請求

- ☐ 補助金の請求書㊦（様式第15号）
- ☐ 通帳の写し
(口座番号、名前のフリガナがわかるもの)
- ☐ 除却工事費の領収書の写し

申請者から提出

受付

審査

市から振込

補助金の交付

補助金の受取

解体工事着手前

工事着手

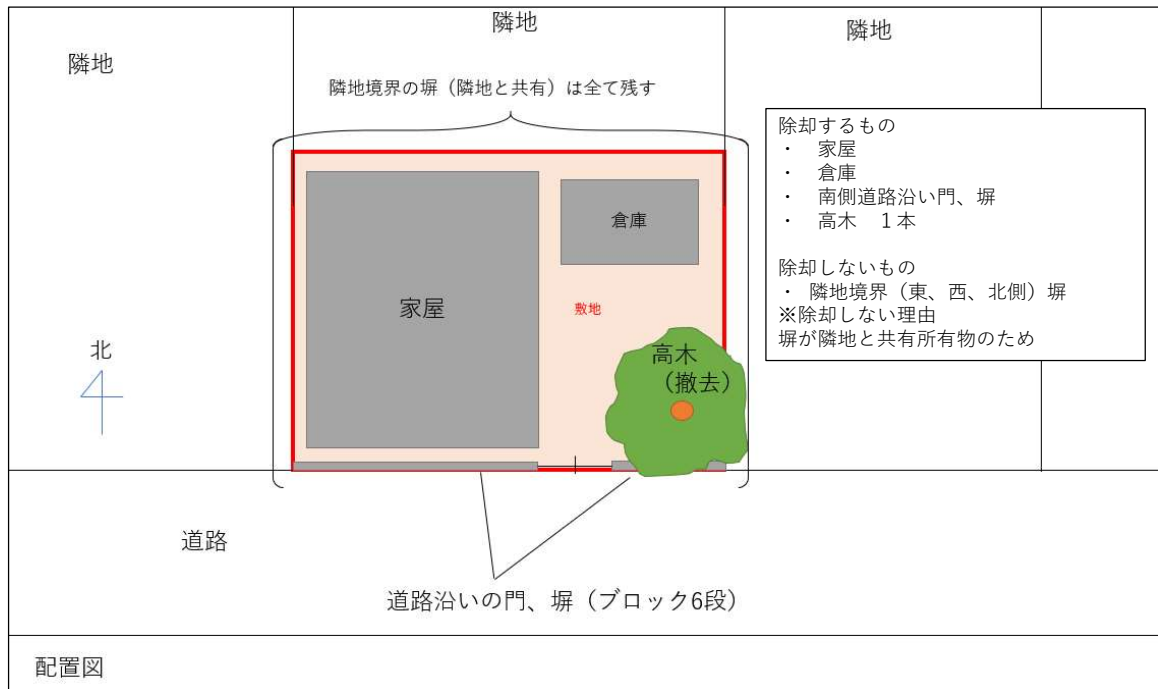
工事終了後

□配置図は以下のものを記載してください。（手書き可）

- 1 敷地内の空家等（家屋、付属屋(離れ、倉庫等)） **すべて除却する必要があります。**
- 2 外構(ブロック塀等)
- 3 立竹木等
- 4 除却を実施するもの、しないもののリスト
- 5 除却を行わないものについてはその理由

特別な理由があれば除却しないことができます。

記載例



□詳細や事前調査申請等の書式は下記ホームページでご確認ください。

熊本市ホームページ>分類から探す>くらし・環境>住宅・建築物・上下水道>空き家対策

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=24944&class_set_id=2&class_id=164

